



令和4年度の国等の契約の基本方針の 策定について

経済産業省
中小企業庁

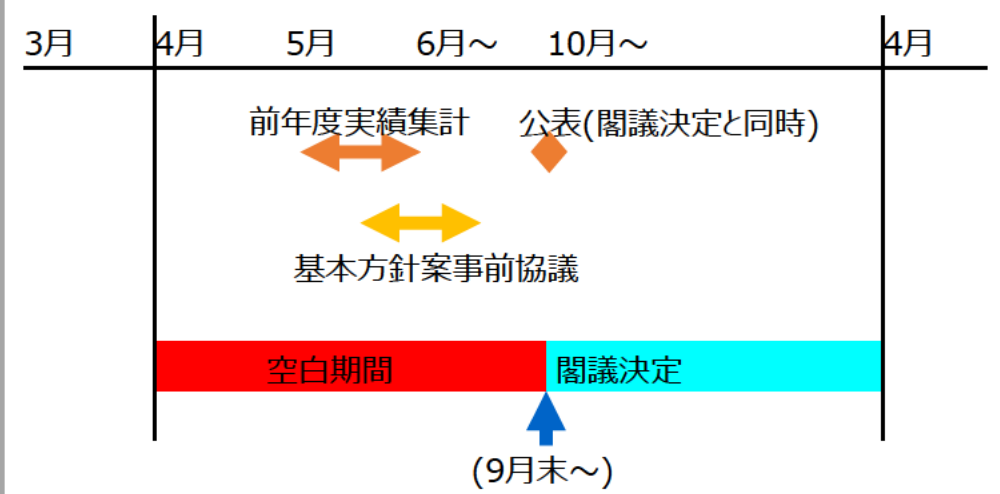
○基本方針策定スケジュールの適正化について

◆ 本来、基本方針は新年度開始時点から適用されるべきものであることから、従来の策定スケジュールを見直し、新年度予算が成立後、速やかに閣議決定することで措置事項のより効果的な適用を目指す。

現状

【問題点】

- 基本方針を前年度実績が確定したのちに検討を開始していたことから、近年では、新年度開始後、半年程度経ったのちに基本方針が策定されており、新年度開始から新たな基本方針が策定されるまでの空白期間(約半年)は目標値がない状態で事業が行われている。

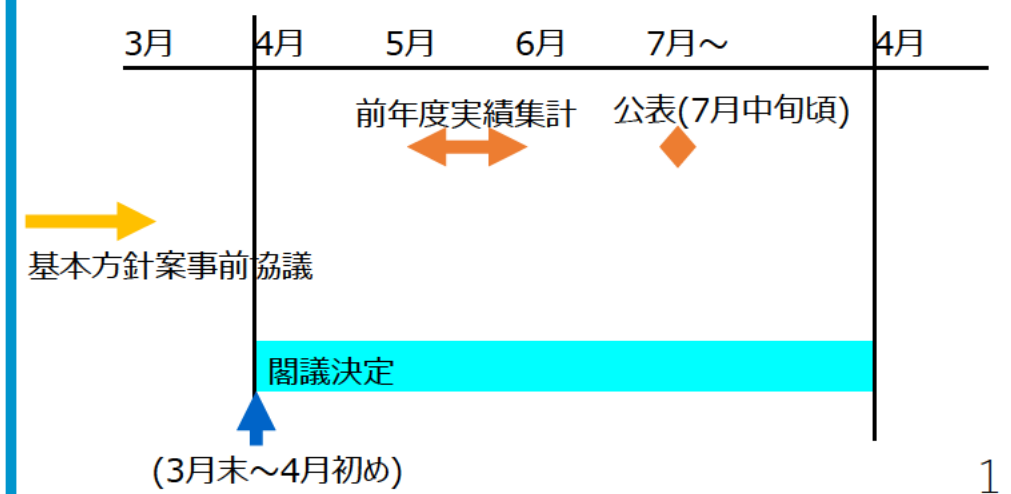


変更後

- 基本方針の閣議決定時期を、予算成立後、出来る限り早い時期とする。(3月末~4月初め)

【効果】

- 空白期間が解消され、年度当初からの基本方針の措置事項を適用可能。
- 実績値公表の早期化



○令和4年度の基本方針の策定スケジュールについて

◆ 前頁の見直し内容を踏まえ、令和4年度の国等の基本方針については、**新年度予算が成立後、速やかに閣議決定することとし、それに向けたスケジュールで作業を行う。**

【令和4年度の国等の基本方針策定スケジュール】

- ・ 1月～ 各府省との事前調整・ヒアリング（新規措置事項、R4FY予算額(中小企業向け)等）
基本方針素案の作成（契約目標(率、額)、追加措置等）
- ・ **2月中 素案を踏まえ各府省との事前協議**
基本方針正式協議案セット
- ・ 3月中 各府省正式協議、基本方針セット
閣議決定手続き
- ・ **3月末～4月初め 基本方針閣議決定**

<参考>前年度実績の集計、公表の作業スケジュール

- ・ 5月～6月中頃 各府省前年度実績集計作業
中企庁へ実績値報告
- ・ 6月中頃～7月中頃 前年度実績集計とりまとめ
- ・ 7月中頃以降 公表

【基本方針の主な内容】

- ・ 契約目標率、額の設定（参考：令和3年度 61%、4.8兆円）
（※過去の実績値を参考に目標値を設定）
- ・ 東日本大震災の被災地域の中小企業者等に対する配慮
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者等に対する配慮
- ・ 中小企業者等が受注し易い発注を行う工夫
- ・ 中小企業者等の特性を踏まえた配慮
- ・ 最低賃金改定に伴う契約金額の見直し
- ・ 地方公共団体への協力依頼
- ・ 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項
- ・ 組合の活用に関する基本的な事項

等

○令和4年度の基本方針に盛り込む予定の新たな措置事項等

- ◆ 令和4年度の契約目標率のほか、昨年12月27日に岸田総理主宰の会議で取りまとめられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、公共調達において、調達価格が労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を反映したものとなるようにするための対応等を記載する予定。

・令和4年度の契約目標率

→ 令和2年度までの実績値を使用して算定する。

(よって、今年度と同じ61% (中小企業・小規模事業者)、3% (新規中小企業者) となる見込み。)

・公共工事における適正な請負代金の設定など

→ 国等は、公共工事の発注に当たって、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応することを追記する。

※ 情報システムやビルメンテナンス等の公共調達における調達価格への対応についても、関係省庁による検討の状況を踏まえつつ、追記すべきかどうか検討する。

・その他必要に応じた修正

→ 細かい体裁、文言修正など。